## 【貿易関係証明書の取得までの流れ】

１．商工会議所に「申請者登録」の手続きをしていただきます。
貿易関係証明を申請するすべての事業者は、「申請者登録」または「代行業者登録」、またはその両方の登録をしていただく必要があります。この手続きは会員・非会員を問わず、すべての申請者・代行業者に必要です。

〈登録に必要な書類〉
①『貿易関係証明に関する誓約書』
②『貿易関係証明(申請者･代行業者)業態内容届』(裏面が英文署名届)
③証明申請者の実態を確認できる書類
・法　人：登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
・個　人：印鑑証明書

２．申請書を作成・準備します
(提出する書類)
〈原産地証明書〉
・各種証明申請書(当所作成の専用用紙)　１部
・当所指定の原産地証明用紙に印字した原本　2 部(1 部当所控、コピー不可)
・典拠(コマーシャル)インボイス　１部(様式は自由なので HP 等を参考に作成する)
〈インボイス証明書〉
・各種証明申請書(当所作成の専用用紙)　１部
・典拠インボイス　2 部(1 部当所控、コピー不可)（様式は自由なので HP 等を参考に作成する）
※但し、作成したインボイスの左下は、商工会議所が証明押印する空欄を空ける。
〈サイン証明書〉
・各種証明申請書(当所作成の専用用紙)　１部
・サイン証明　2 部(1 部当所控、コピー不可)（様式は自由なので HP 等を参考に作成する）
※但し、作成した証明の左下は、商工会議所が証明押印する空欄を空ける。

**①原産地証明書**
**輸出者自身が証明している（自己証明）もののほか、その真実性を保証するために、貿易当事者以外の第 3 者である輸出地の商工会議所が証明する（第 3 者証明）書類です。**
**②インボイス証明**
**コマーシャルインボイスやパッキングリスト、フレイトインボイスと呼ばれる運賃送り状や、輸出に先立ち海外の取引先から求められた書類（例えば見積書や注文書、確認状等）、さらに船会社や航空会社により発行された貨物運送状や、保険会社により発行された保険承認書や保険証券、検査会社により発行された検査証明書といった船積み関連書類などが、その発行者により正規に作成され、商工会議所に提示されたという事実を証明するものです。**
**⑨サイン証明**
**申請者が任意に作成した私文書に肉筆で書かれた署名が、商工会議所に登録されている署名と同一であることを証明することで、その書類が署名者によって正式に発行されたものである、ということを間接的に証明するものです。**

３．証明書の発行
提出された『貿易関係証明(申請者･代行業者)業態内容届』の裏面の「英文署名届」に記載されているサインと､提出して頂いた証明書用紙のサインを照合し､間違いが無ければ会議所のサインを記入、印鑑を押印し１部を返却いたします。
原則は必要書類がすべて揃い、料金と証明申請書をお預りした翌日に引き渡しいたします。

〈お問い合わせ〉
奥州商工会議所　〒023-0818　奥州市水沢東町 4
TEL : 0197-24-3141　FAX : 0197-24-3148